

自動車保険(人身傷害保険)の概要とお支払い保険金のご案内

人身傷害保険

補償の概要

被保険者(補償の対象になる方)が、ご契約の自動車に搭乗中の事故によって死亡したり、身体に傷害または後遺障害を被った場合に、約款に定める損害額算定基準にもとづいて算定した保険金をお支払いします。^(※1)

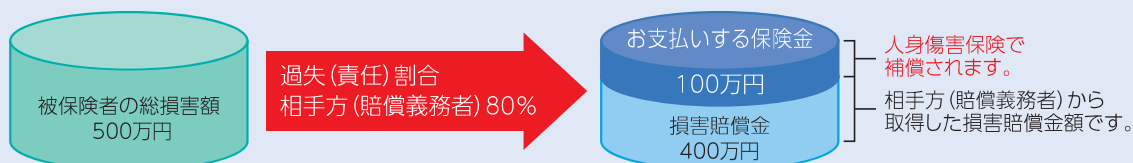
※1. 人身車外補償特約にご加入いただいているお客さまは、他の自動車に搭乗中の事故や歩行中の交通事故についても補償の対象となります。

お支払いする保険金

●保険金額(ご契約金額)を1名ごとの支払い限度額^(※2)として、当社が算定した保険金から、相手方(賠償義務者)からすでに取得した損害賠償金などを差し引いた額をお支払いします。

※2. 約款に定める重い後遺障害を被り、かつ介護が必要と認められる場合で、当社が算出した損害額が保険金額を上回る場合は、支払い限度額が変更になります。

【お支払いする保険金の例】 総損害額:500万円 / 過失(責任)割合:相手方(賠償義務者)80%の場合



※ 総損害額は、約款に定められた損害額算定基準にもとづいて当社で算出します。

お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は以下のとおりです。詳細は当社担当者までご照会ください。

1 おケガにより入院・通院された場合

●治療費・通院費などの実費 ●休業損害(おケガのために発生した収入の減少) ●精神的損害 など

2 後遺障害を被られた場合(上記**1**でお支払いできる保険金を除きます。)

●逸失利益(労働能力を喪失したことにより失った収入) ●介護料(所定の重い後遺障害を被った場合) ●精神的損害 など

3 死亡された場合(上記**1**・**2**でお支払いできる保険金を除きます。)

●逸失利益(本来得られるはずであった収入) ●葬儀費 ●精神的損害 など

注) 損害額は、約款に定められた損害額算定基準にもとづいて当社で算出します。

続けて裏面もご確認ください

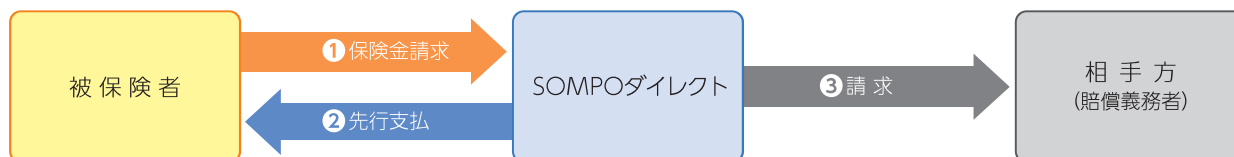


ご請求方法

人身傷害保険のご請求方法については以下の2つの方法があります。

1 先行支払 当社が先行して保険金をお支払いする方法

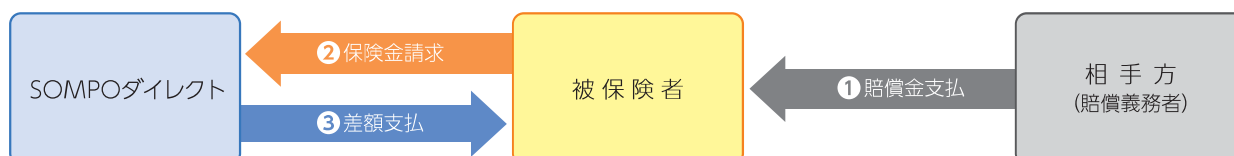
過失(責任)割合発生の有無にかかわらず、当社が約款に定める損害額算定基準にもとづいて算定した保険金を全額お支払いする方法です。保険金お支払い後は、当社にて相手方(賠償義務者)へ損害賠償額を請求・受領します。



2 差額支払 損害賠償金と当社の算定額との差額をお支払いする方法

相手方(賠償義務者)の過失(責任)割合が大きい場合などに、相手方や相手保険会社から損害賠償を受けた後、当社が約款に定める損害額算定基準にもとづいて算定した保険金との差額をお支払いする方法です。治療や示談が終了されましたら、損害賠償内容についての確認資料をお取り付けいただき、当社がお支払いできる保険金をご案内します。

※ 相手方の損害賠償金の額によってはお支払いが発生しない場合もございます。



保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意または重大な過失により、その被保険者に生じた傷害
 - 被保険者が、無免許運転、酒気を帯びた状態等で運転している場合に、その被保険者に生じた傷害
 - 被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで、ご契約の自動車または他の自動車に搭乗中に生じた傷害
 - 被保険者の脳疾患・疾病、心神喪失によって生じた傷害
 - 医学的他覚所見のない後遺障害または傷害
- など



ご注意ください

交通事故によっておケガをされた場合は、自動車保険以外(傷害保険・所得補償保険など)の保険でもお支払い対象となる可能性があります。SOMPOダイレクト、他社を問わずご加入の保険証券をご確認いただき、SOMPOダイレクトにご加入いただいております保険とその補償内容について、ご不明な点がございましたら、SOMPOダイレクト担当者までご照会くださいますようお願い申し上げます。

* このご案内は、人身傷害保険の概要を説明したものです。詳しい内容およびご不明な点につきましては当社担当者までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

* 人身傷害保険の傷害(入院・通院)に関する保険金をお受け取りになった後に、該当自動車事故の直接の結果として、死亡されたり後遺障害を被られた場合は、当社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。